

東京農工大学大学院工学府教育規則の一部改正

現 行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(他の専攻等の単位の修得)</p> <p>第6条 博士前期課程及び博士後期課程(共同サステイナビリティ研究専攻を除く。)の学生が、学則第76条及び第76条の2(それぞれ第3項を除く。)の規定により他の大学院において修得した単位がある場合には、当該課程を通して<u>10単位</u>を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>2 博士前期課程及び博士後期課程の学生が、他の専攻において修得した単位及び前条第2項の規定により本学の農学府、生物システム応用科学府又は連合農学研究科において修得した単位がある場合には、当該課程を通して<u>10単位</u>を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>3 省略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第6条の2～第14条</p>	<p>本則</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(他の専攻等の単位の修得)</p> <p>第6条 博士前期課程及び博士後期課程(共同サステイナビリティ研究専攻を除く。)の学生が、学則第76条及び第76条の2(それぞれ第3項を除く。)の規定により他の大学院において修得した単位がある場合には、当該課程を通して<u>15単位</u>を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>2 博士前期課程及び博士後期課程の学生が、他の専攻において修得した単位及び前条第2項の規定により本学の農学府、生物システム応用科学府又は連合農学研究科において修得した単位がある場合には、当該課程を通して<u>15単位</u>を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定により第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入する単位数並びに学則第79条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。</u></p> <p>第6条の2～第14条 省略</p>	

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行し、令和2年6月30日から適用する。